

## 税務署からのお知らせ

### ■消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催について

- 内容 2019年10月に実施される、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。
  - ①軽減税率制度の概要、及び中小事業者への支援措置について
  - ②インボイス制度の概要について
- 対象者 全ての事業者の方
- 日時 平成30年9月27日(木)  
14時00分～15時00分
- 会場 小平町商工会
- 主催 留萌税務署・小平町・小平町商工会・留萌間税会・一般社団法人留萌地方法人会・留萌地方青色申告会連合会・留萌小売酒販組合

### ◎問い合わせ先

留萌税務署調査部門 ☎0164-42-0664

## 台風について

9月1日は、1923年(大正12年)に関東大震災が発生した日で、1960年(昭和35年)には、災害全般についての認識を深め、災害に対処する心構えをしっかりと持とうという趣旨で「防災の日」に制定されています。

地震はいつ発生するかわかりませんが、8月から9月にかけては、1年で最も台風の発生・接近・上陸が多くなる時期で、平年値の統計では、年間でおよそ26個の台風が発生し、そのうち、およそ11個が日本に接近、およそ3個が上陸します。北海道付近では、勢力が弱まることも多いのですが、将来的には強い勢力を保ったまま接近・上陸する可能性が高まっています。

上川・留萌地方では、台風進路が北海道の東側を進むときより、日本海側を進む場合の方が、より大きな影響を受けやすくなります。

台風の接近が予想される時には、テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで最新の気象情報をチェックして備えるようにしてください。

台風による災害から身を守るために、次のことに注意しましょう。

### 【台風が接近する前】

- 屋外の植木など飛散しそうなものは、屋内に片付けるか、しっかりと固定する。
- 屋根や壁などの補修は早めに済ませる。
- 大雨による浸水や土砂災害の危険があるので、低い土地や斜面のそばに居る方は早めの避難も大事。

### 【台風が接近して大雨や暴風の影響を受け始めた時】

- なるべく外出は避ける。
- アンテナなどの補修のために屋根に上ることは絶対に止める。
- 増水した河川や海岸には絶対に近づかない。

### 【台風の通過後】

- 台風が低気圧に変わる場合には、通過時より、通過後の方が暴風となる場合があります。警報を発表している間は、警戒を続ける必要があります。

### ◎問い合わせ先

旭川地方气象台 ☎0166-32-7102

# information 各種情報

## 鬼鹿オロロン出張無料相談会のご案内

オロロンひまわり基金法律事務所(留萌市)の弁護士による出張無料相談会を平成30年9月20日(木)13時30分から16時30分まで鬼鹿公民館にて開催します。

相続・遺産分割、離婚、不動産や賃貸借についての悩み事、交通事故、企業の抱える悩み事、成年後見、借金、過払金など、ありとあらゆるご相談に弁護士がお答えします。ご相談に乗るのはオロロンひまわり基金法律事務所の河本晃輔弁護士です。

相談時間は1枠30分で、事前予約が必要です。お問い合わせ・ご予約はオロロンひまわり基金法律事務所まで。前日平成30年9月19日(水)18時00分までご予約可能です。事務所ホームページでのメール予約も受け付けています。

- 日時 平成30年9月20日(木)  
13時30分から16時30分(1枠30分)
- 場所 鬼鹿公民館2階和室
- 予約 オロロンひまわり基金法律事務所  
☎0164-56-4312またはメールで予約してください。(予約期間:9月19日(水)18時00分まで)

## 緊急医療の適切な利用について

近年、必ずしも急を要さない軽症患者がコンビニ感覚で救急医療機関を時間外受診したり、安易な救急車の利用が増える傾向にあります。このような状況が続くことにより、重症患者の医療に影響を及ぼしたり、救急医療機関に勤務する医師が疲弊し退職してしまうなど、救急医療はいま、さまざまな社会問題に直面しています。

救急医療機関は、休日や夜間における緊急処置が必要な患者さんに治療を行うための医療機関であり、通常の診療時間帯と違い、医療スタッフが少ないことなどから、限られた治療しか行うことができません。

日中から症状のある方や家庭での応急処置で様子を見られるような軽い症状の方は、通常の診療時間帯に受診するよう心がけてください。本当に緊急性のある患者さんが速やかに治療を受けられるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ◎問い合わせ先

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課  
☎011-204-5250